

❖ 平成21年著作権法改正の解説 ❖

文化庁長官官房著作権課



平成21年通常国会において「著作権法の一部を改正する法律」が、平成21年6月12日に可決・成立し、同月19日に公布され、平成22年1月1日から施行された。

今回の改正は、文化審議会著作権分科会報告書、経済財政改革の基本方針2007、知的財産推進計画2008等を踏まえ、「文化芸術立国」、「知的財産立国」の実現に向け、昨今の情報通信技術の一層の進展などの時代の変化に対応し、インターネット等を活用した著作物等の流通の促進や、障害者の情報利用の機会の確保などを図るために行ったものである。

具体的には、

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
2. 違法な著作物の流通抑止のための措置
3. 障害者の情報利用の機会の確保のための措置

の3本柱から構成されている。

なお、改正法の成立に伴う政省令等が整備され、法施行（平成22年1月1日）と同日から施行されているが、その詳細については、紙幅の関係からここでは省略する。必要に応じて、文化庁HP (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html) をご参照願いたい。

❖ 1 インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

昨今の情報通信技術の一層の進展を背景に、イ

ンターネット等を活用した様々な著作物等の利用形態が可能になるとともに、これに関連する事業が急速に発達してきている。これらの中には、社会にとって有意義であり、かつ、権利者の不利益にならないと考えられるものもあり、著作権法上の位置付けを明らかにすべきとの要請が寄せられている。このため、今回の改正では、以下の①～⑦について、措置を講じることとした。

① インターネット情報の検索サービスの実施のための複製等

情報検索サービス事業者は、そのサービスの提供過程において、インターネット上に公開された情報の収集、整理及び提供を行うが、これらの行為が著作権侵害となる可能性が指摘されている。

他方、これらの行為は、インターネット上に公開された無数の情報を対象に自動的に行われることから、著作権者の事前の許諾を取ることが困難であり、当該サービスを実施する上での萎縮要因となっているとの懸念が示されている。

このため、今回の改正では、情報検索サービスが一定の社会基盤としての意義を有するとともに、その過程における著作物等の利用行為が権利者に与える不利益の程度は少ないと考えられることから、当該サービスを提供する目的のために必要と認められる限度において、一定の条件の下で、権利者の許諾なく複製等を行うことができるようにした。

② 国立国会図書館における所蔵資料の電子化のための複製

国立国会図書館は、国立国会図書館法に基づく

納本制度により、日本の官庁出版物や民間出版物を網羅的に収集しており、資料自体の保存が大きな使命となっている。

しかし、国立国会図書館の所蔵資料の中には、既に劣化、損傷が生じているものがあることが指摘されている。現行規定（第31条第2号）により、現に傷みが激しく保存のため必要であれば、図書館等における著作物の複製（電子化）が可能だが、既に損傷や劣化が生じている資料を電子化しても、資料を保存し、将来の国民の利用に供するとの国立国会図書館の使命が十分に果たせない場合がある。

このため、今回の改正では、国立国会図書館においては、出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存されるように、所蔵資料を納本後直ちに電子化できることとした。

③インターネット販売等での美術品等の画像掲載のための複製等

近年、インターネットオークションをはじめとして対面で行われない商品取引の形態が広く普及しているが、このような取引の際、美術品や写真の商品紹介用の画像を掲載することは、複製権や公衆送信権の侵害に当たる可能性があるとして指摘されている。

しかし、画像は、商品情報の提供として取引に不可欠なものであり、その譲渡等が著作権侵害とならない場合であるにも関わらず、画像掲載に関する著作権の問題（複製権や公衆送信権）を理由に事実上譲渡等が困難となるのは適当ではない。

このため、今回の改正では、譲渡権等を侵害しないで美術品や写真の譲渡等を行うことができる場合には、著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定めるものを講じていることを条件に、その申出のための複製又は自動公衆送信を権利者の許諾なしに行えるようにした。

④送信の効率化等のための複製

インターネット上の通信を行う上で、頻繁なアクセスに効率よく対処するためのキャッシュサーバーや、情報を安定的に提供できるようにするためのミラーサーバー、バックアップサーバーなどの仕組みが通信事業者等にとって必須となっている。

このような仕組みにおいて行われている複製が著作権の侵害に当たるかどうか、関係者間で判断が分かれて混乱が生じかねない状態にある。

このため、今回の改正では、通信の効率化や安定性の向上のための取組に萎縮効果を与えないよう、通信の効率化等のための複製は権利者の許諾なく行えることを著作権法上明確化した。

⑤情報解析のための複製等

インターネットや各種の通信手段の発達などにより、情報の流通量が爆発的に増大する中、近年、膨大な情報の中から必要とする情報・知識を抽出する情報解析技術^{※1}の重要性が指摘されている。

このため、高度情報化社会の根幹となるこれらの技術を発展させるための活動をより円滑化すべきとの要請がある。

情報解析の過程では、情報をコンピュータに蓄積した上で、必要な情報を整理し、抽出すること等が行われているが、これらの行為は、著作物の表現そのものの効用を享受する目的で行われるものではなく、情報を収集し、統計的に処理する目的で行われるものであり、権利者の権利を保護すべき著作物利用としての実質を備えないものであると考えられる。

現行の著作権法では、これら複製等の行為について明確に適法とする規定はなく、形式的には著作権者の許諾を受けなければ行うことができないと解される可能性がある。

このため、今回の改正では、こうした複製等の

用語解説

【※1 情報解析技術】

情報解析技術には、例えば、画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の分野があり、いずれもデジタル・ネットワーク社会の基盤的な技術として、本人認証、自動翻訳、社会動向調査、情報検索等、随所に用いられてきている。

行為について、情報解析の社会的意義等と、その利用に伴い著作権者の利益が害される程度が低いことにかんがみ、権利を制限することとした。

具体的には、著作物は、大量の情報から、それを構成する言語、音、映像等の要素を抽出し、比較分類その他の統計的な解析を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体に記録することができることとした。

⑥電子計算機利用時に必要な複製

ワープロソフトを用いた文書の閲覧や、ブラウザを用いたウェブサイトの視聴など、電子機器を用いた著作物の利用が広範に行われている。

このような利用の際に電子機器内部の技術的過程で生じる情報の蓄積について、これが複製に当たるとどうにか関係者間で判断が分かれて混乱が生じかねない状態にある。

このため、本改正では、通常の電子機器使用に萎縮効果を与えないよう、このような蓄積が問題とならないことを著作権法上明確化した。

なお、この改正規定により作成した複製物（キャッシュ）をキャッシュフォルダ（記憶装置上でキャッシュが作成・格納される領域）から取り出して別のソフトウェアにより視聴したり、別の記録媒体に保存したりするような場合については、権利の例外規定は適用されず、著作権が及ぶものと考えられる（第49条）。

⑦権利者不明の場合の利用の円滑化

過去の放送番組等のコンテンツをインターネットで二次利用する際に、出演者（実演家）等の所在不明等が原因で二次利用が進まないとの問題が指摘されている。

現行法においては、著作権者不明の場合に、文化庁長官の裁定制度（第67条）により、著作権者の許諾に代えて文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用できることとなっている。しかしながら、この制度は、放送番組の出演者（実演家）等の著作隣接権者の所在不明の場合には適用されないことに加え、裁定結果が出るまでに時間がかかる（標準処理期間：3ヶ月（2ヶ月程度で処理できる場合も多い））との指摘がされていた。

このため、今回の改正では、権利者の所在不明等の場合における著作物等の利用を迅速かつ容易にするため、

- ア 現行著作権法第67条の文化庁長官の裁定制度を著作隣接権にも適用できることとする
- イ 著作権者等の検索のために利用者が払うべき「相当な努力」の内容を明確化（政令で規定）すること
- ウ 裁定申請の際に担保金を供託すれば、裁定結果が出る前でも暫定的な利用を認めること

とした。

❖ 2 違法な著作物の流通抑止のための措置

インターネット等における著作物等の流通を促進するためには、権利者の許諾なく著作物利用が行える範囲を拡大するだけでなく、権利者が安心して著作物等を提供できる環境を整えることも重要であることから、そのような環境を整備するため、①及び②の措置を講ずることとした。

①著作権等侵害品の頒布の申出の侵害化

著作権法では、権利侵害品を、情を知って頒布する行為は、権利者の損害を拡大させる行為であることから、これを著作権等の侵害とみなすこととしている。

また、頒布行為が行われたかどうか、頒布の相手方を特定して立証することは容易でないことから、頒布の前段階である「頒布の目的をもって所持」する行為も権利侵害とみなすこととされている（第113条）。

近時では、デジタル技術及びネットワーク技術の普及・発達を背景に、権利侵害品がインターネットを通じた販売や、カタログの配布やチラシなどによる広い範囲の取引を通じて頒布されていることから権利侵害品の頒布による被害が深刻化しているとの指摘がある。

また、頒布の現場という物理的な状況をその場で把握することができず、差止請求を行おうとしても、頒布はもとより、頒布目的所持の規定を根拠とすることも困難との状況がある。このため、頒布の立証を軽減するとの本条の目的が十分に達せられないこととなっている。

頒布の申出行為は、頒布の前段階の行為であって、頒布の合意が成立するまでの経過において行われる提供側の行為のうちの中核とも言うべきものであり、権利侵害に直結する準備行為としての蓋然性が高いものと考えられる。

こうしたことを踏まえ、今回の改正では、頒布行為の前段階の行為においても権利侵害の追及を可能とし、頒布等目的の所持の規定によっては侵害物品の頒布等への対応が困難になっている部分を補完し、権利侵害物の拡大の蓋然性が高い行為を抑止すべく、頒布の申出行為について、これを権利侵害とみなすこととしている。

②私的使用目的の複製に係る権利制限の範囲の縮小

インターネットの普及、大容量化を背景に、携帯電話向け違法音楽配信サイトやファイル交換ソフト等によって違法に配信される音楽や映像作品を複製（ダウンロード）する行為が、正規の配信市場を上回る膨大な規模となっているとの指摘がある。

権利者団体では、これまで違法配信対策に精力的に取り組んできているが、規模が膨大であるとともに、技術的にも制約があることから、違法配信者への対処だけでは限界がある。

このため、今回の改正では、このような実態にかんがみ、違法なインターネット配信から音楽・映像を複製する行為については、私的使用目的の複製に関する著作権の例外規定の適用対象範囲から除外し、原則通り権利者の許諾を要することと

した。

ただし、今回の改正において新たに第30条の適用対象外とする行為については、違法配信と知りながら録音・録画を行う場合のみに限定するとともに、罰則は課さないこととしている。

なお、動画投稿サイト等から動画を視聴する際に、視聴するデータがコンピュータ内部に一時的に保存されることがあるが、このような情報の蓄積（キャッシュ）に関しては、今回の改正に盛り込まれている電子計算機における著作物利用に伴う複製に関する著作権の例外規定（第47条の8）が適用され、権利侵害にならないと考えられる。違法投稿された動画を視聴する際にコンピュータ内部に作成されるキャッシュについても同様である。

また、本改正規定については、本法律案の国会審議における附帯決議等を踏まえ、施行前から政府・関係者が一体となった周知広報活動が実施^{※2}されている。

◆3 障害者の情報利用の機会の確保のための措置

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、健常者は多様な情報に簡単にアクセスできるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、両者の情報格差が拡大しているという指摘がなされている。

また、平成19年9月28日に我が国において署名された「障害者の権利に関する条約」の中でも、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる」と規定されている。

このような状況を踏まえ、今回の改正では、障害者のために権利者の許諾を得ずに著作物等を利

用語解説

【※2 政府・関係者による周知広報活動】

政府広報オンライン：<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

政府インターネットTV：<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

このほか、広報番組の地上波テレビ放送、新聞・雑誌への掲載等を実施している。

	改正前	改正後
障害の種類	視覚障害者	視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者 ⇒ <u>発達障害、色覚障害等も対象に</u>
複製等が認められる主体	点字図書館等の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設（政令指定）	視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令指定） ⇒ <u>公共図書館等も指定可能に</u>
認められる行為	録音図書の作成、録音物の貸出、自動公衆送信	視覚障害者等が表現を認識するために必要な方式での複製、その複製物の貸出、譲渡、自動公衆送信 ⇒ <u>拡大図書、デジタル録音図書等の障害者が必要とする方式で作成が可能に</u>

用できる範囲を抜本的に見直すこととした。

ただし、本来は権利者等自らが障害者に対応した方式で著作物を提供することが望ましいという考えから、そうしたインセンティブを損なわないようにするため、著作権者又はその許諾を受けた者等が、障害者にとって必要な方式での著作物等を自ら提供している場合には、この権利制限は適用しないこととしている。

①視覚障害者等関係（第37条第3項）

視覚障害者等のための権利制限規定の改正内容は、資料1のとおりである。

本規定による複製等が認められる主体である「視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者」は、著作権法施行令第2条の2において、知的障害児施設及び盲ろうあ児施設、大学・高等専門学校図書館等、国立国会図書館、視聴覚障害者情報提供施設、公共図書館、学校図書館、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム及び障害者支援施設等を設置して視覚障害者等のための情報提供事業を行う者が、一定の条件の下で、一般的に定められている。また、これらに該当する者以外についても、一定の条件を満たすものは、文化庁長官の個別の

指定を受けて、本規定による著作物利用を行うことが可能となる。

②聴覚障害者関係（第37条の2）

聴覚障害者等のための権利制限規定の改正内容は、次頁 資料2のとおりである。

本規定による複製等が認められる主体である「聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者」は、字幕等の作成・自動公衆送信が認められる者（第1号関係）と、字幕や手話付きの映画等の作成・貸出しが認められる者（第2号関係）について、それぞれ、以下のとおり定められている。

〈聴覚障害者等のための字幕等の作成・自動公衆送信が認められる者（法第37条の2第1号、著作権法施行令第2条の2第1項第1号関係）〉

視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のための情報提供事業を行う者が、一定の条件の下で、一般的に定められている。また、これに該当する者以外についても、一定の条件を満たすものは、文化庁長官の個別の指定を受けて、本規定による著作物利用を行うことが可能となる。

資料2・聴覚障害者等のための権利制限規定の改正内容

	改正前	改正後
著作物の範囲	放送、有線放送される著作物	聴覚で表現が認識される公表著作物 ⇒ <u>映画も対象に</u>
障害の種類	聴覚障害者	聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者 ⇒ <u>発達障害、難聴等も対象に</u>
複製等が認められる主体	聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者（政令指定）	視聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令指定） ⇒ <u>公共図書館等も指定可能に</u>
認められる行為	字幕のリアルタイムでの自動公衆送信	・音声を聴覚障害者等が必要な方式で複製（字幕等の作成）、自動公衆送信（第1号） ・字幕等を映像に付加して複製、貸出（第2号） ⇒ <u>①異時の字幕等の送信が可能に</u> <u>②手話等の作成も可能に</u> <u>③字幕入映画の貸出が可能に</u>

〈聴覚障害者等のための字幕や手話付きの映画等の作成・貸出しが認められる者（法第37条の2第1号、著作権法施行令第2条の2第1項第2号、著作権法施行規則第2条の2関係）〉

大学・高等専門学校図書館等、視聴覚障害者情報提供施設、公共図書館及び学校図書館を設置して聴覚障害者等のための情報提供事業を行う者が、一定の条件の下で、一般的に定められている。また、これらに該当する者以外についても、一定の条件を満たすものは、文化庁長官の個別の指定を受けて、本規定による著作物利用を行うことが可能となる。

なお、上記の者については、聴覚障害者等のために作成した字幕等入り映画等（聴覚障害者等要複製物）の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限定している。具体的には、その内容は以下のとおりである。

i 聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける聴覚障

- 害者等の登録制度を整備すること
- ii 次の事項を含む規則を定めること
 - ・聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける者が目的外使用をしないこと
 - ・デジタル複製防止手段が用いられていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける場合に、貸出しを受ける者がそこから新たな複製物を作成しないこと
- iii デジタル複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しをする場合は、聴覚障害者等用複製物の作成者名及び聴覚障害者等用複製物の識別番号等を、映像の再生の際に常に表示されるように記録等を行うこと

また、本規定により作成された字幕等入り映画等の貸出しを行う場合は、「相当な額の補償金」を、著作権者に支払わなければならないこととなっている（法第38条第5項）。